

## ■野生鳥獣にご注意下さい

東北町内各地で、クマやイノシシ、サル等の野生鳥獣の目撃や農作物被害が相次いでいます。被害に遭わないためにも以下の行動を心掛けましょう。

### ① 呼び寄せない

鳥獣対策は、出没後の駆除だけではなく、呼び寄せないための対策が非常に重要です。生ゴミや野菜の残さ等は野生鳥獣を誘引する原因になるため、適切に処理しましょう。



### ② 遭遇したら

落ち着いて、刺激しないよう背を向けずに、そっと立ち去ってください。

また、大きな声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



### ③ 遭遇後、安全を確保したら

目撃した時間、詳しい場所、動物の種類及び頭数を速やかに役場までご連絡ください。



## ■農林水産課の鳥獣対策事業の活用をご検討ください

野生鳥獣による農作物被害を防止する、侵入防止柵・電気柵等の設置に係る経費の一部を補助します（令和8年度新規事業）。町内に住所を有する方が対象です。

### ① 侵入防止柵、電気柵等の資材費の一部支援（1 / 2以内（消費税除く））

- ※販売農家（個人・法人）が対象
- ※町内に設置する資材に限る

### ② 狩猟免許取得に係わる経費の支援

- ・ 第一種、第二種、わな狩猟免許取得に係わる経費の支援（上限10万円）
  - ※猟友会への加入条件有り
- ・ わな狩猟免許取得に係わる経費の支援（上限2万円）
  - ※猟友会への加入条件無し



### ③ わな購入費の支援（上限5万円（消費税除く））

- ※わな狩猟免許を取得済みの方が対象
- ※町内に設置する資材に限る

申請方法：役場農林水産課窓口に申請書を提出（申請書は窓口に置いてあります）。

【参考情報（ウェブページ）】

野生鳥獣による被害防止マニュアル等（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuaru/manual.html>



裏面に続きます

## ■特定外来生物（アレチウリ）の駆除にご協力ください

東北町では近年、特定外来生物のアレチウリの発生が一部の畑や路地で確認されています。アレチウリは他の植物を覆い尽くすように急速に成長（長いものは10m以上）し、元々あった植物を弱らせてしまいます。また、繁殖力が非常に強く、一度広がってしまうと防除が困難です。できるだけ小さいうちに抜き取ることが効率的です。

### ➤ 確実に枯らして処分！！

- ◇ 特定外来生物につき、生のままで他の地域へ持ち出す事が法律で禁止されています。
- ◇ 少量の場合、ビニール袋の中で枯らす、又は、腐らせてから処分してください。
- ◇ 大量の場合、堆積してよく枯らしたあとに埋設処分、又は、産業廃棄物として焼却処分してください。

### ➤ 種の拡散に注意！！

- ◇ 花が咲く9月上旬よりも前に取り除き、種を残さないことが重要です。
- ◇ 春から秋まで発芽し、また、数年後に発芽することもあります。そのため、1年に数回、3年程度は続けて駆除する必要があります。
- ◇ 枯らしても種ができていると、山野にそのまま捨てたときに広がってしまいます。山野など、遠くに捨てるに行かないようにしてください。
- ◇ 堆肥にすると、表面付近は温度が上がらず種が死滅しない恐れがあります。堆肥の材料にするときは、予め完全に腐らせてから混ぜ込むようにしてください。

### ➤ 除草剤を使うときは...

- ◇ 農地・非農地それぞれで適した農薬を、適切な用法・用量で使用してください。
- ◇ 9月以降の散布は、できた種がまかれてしまう危険が高いので注意してください。



（左から）アレチウリ、アレチウリの花、ダイズ畑を覆い尽くすアレチウリ

※いずれも農研機構パンフレットより引用

#### 【参考情報（ウェブページ）】

①警戒すべき帰化雑草「アレチウリ」 -大豆畑への侵入が危惧される雑草-（農研機構）

[https://www.naro.go.jp/publicity\\_report/publication/pamphlet/tech-pamph/017997.html](https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/017997.html)

②地域と連携した河川における外来植物対策ハンドブック（案）令和7年度増補版（国土交通省）  
（アレチウリの解説は26,27ページ）

[https://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/kankyo/gairai/pdf/handbook.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/pdf/handbook.pdf)



○お問い合わせ先 東北町役場 農林水産課  
TEL：0176-56-3111